



警備員心得五則

組織の中で、幹部の考え方を第一線の現場に浸透させていくことは、意外に難しい。ともすれば、堅苦しい通達や、型通りの訓示などで“指示済み”と考えていても、現場には指示の真意は伝わらず、当面を糊塗する動きに堕してしまっている例が多い。

警察の場合、現場における活動のすべてにおいて、基本のイロハを守っていることが肝要であるが、そのイロハを第一線の警察官に教え込み、そのことがいかに大切であるかを各人の腑に落として貰うためには幹部の並々ならぬ努力が必要である。

かつての連合艦隊司令長官、山本五十六氏は部下に対する指示について「やってみて、言ってみせて、褒めてやらねば、人は動かぬ」と述懐していたとのことである。

規律厳正な階級組織であった軍隊における指示について然りであるならば、警察組織においては尚更に、手を取り足を取っての愛情に溢れた具体的な指示を行わなければ、活動の成果を上げることはできないであろう。

こうした考え方から、私は在職中、訓示、指示を行うときには、必ず自分が考えて書いたメモを元に、自らの言葉で語りかけるように努めてきた。

組織のメンバーの一人一人が、示された方針を自らの“腑に落とし”て、心から納得の上、行動できるようにするためには、何よりも噛み砕いた、消化し易い内容で、率直に語りかけることが肝要である。この場合、私は、特に現場第一主義をとった。

警備を例にとってみれば、現場で規制検挙に当る部隊員の立場に立って、受け止め易い形で指示するということである。

第一次安保闘争から七〇年闘争にかけて中間の昭和四〇年秋、日韓基本条約批准反対闘争においては、連日連夜、極左暴力集団が、ゲバ棒、投石、火炎瓶などで労働者の先頭に立って国会進入を図り、荒れたデモを展開していた。

当時、私は警視庁の警備課長として警備対策に明け暮れていたが、五人の機動隊長と毎日毎晩、喧々諤々の議論をしたことは懐かしい思い出である。当時、デモ全体を部隊で取り囲んで解散地に運び込むという「併進規制」の戦術が開発され、厳しい訓練を経て練磨された機動隊の技術により、警備は成功裡に終わったが、その間の彼我の負傷は多く、マスコミや革新陣営の監督批判活動も厳しかった。

そこで、間然する所のない整々たる警備を行うための対策を樹立することが急務であったが、その手立ての一つとして、分かり易い「警備の心得」の作成を志した。

私は、多忙な一日の中で、比較的余裕のある早朝、課長代理、係長諸兄を集め、警備諸対策の検討に加えて、現場の活動に当って真に役に立つ警備員の心得とはいかにあるべきかを議論する場、名付けて「批准アワー」を開催した。

そこでの議論から誕生したのが、別に掲げる「警備員心得五則」である。

各人からはそれぞれの貴重な体験に基づく提案が行われ、討論の中で出来上がった幾つかの案文を官舎に持ち帰り、一夜瞑想に耽ったのを思い出される。

細かい説明は省略させていただくが、この心得は、警察の現場活動のすべてに通ずる基本として今でも役に立つものと思う。

そのことは、半世紀後の平成の時代においても、警視庁自警会が刊行する「警務要鑑」(五五〇頁)に登載され続けていることを思えば頷けることであろう。

そして、“批准アワー”のメンバー達は現在も年に一度集まり、当時の一心をこめた努力の数々を偲ぶとともに、現役の警備の御苦勞を多としている。

警備員心得五則

第一「自信を持って警備に当る」

警備が所期の成果をあげるかどうかは、個々の警備員が自信を持って警備に当るかどうかの点にかかっている。警備の目的、方法、法的根拠および相手方の動向などについて、おたがいに十分理解したうえで自信を持って行動しよう。

第二「心にいつもゆとりを」

警備に感情は禁物である。現場が混乱してくると、とかく雰囲気にもまれて感情的になりやすいものだが、気持ちにゆとりがあれば上官の命令・指示も誤りなく聞けるし、相手の挑発に乗ることもなく、冷静に行動することができる。現場に出動したときは、自分が落ち着いているかどうかを確かめ、心にゆとりを持って警備に当ろう。

第三「隊列を離れるな」

警備は部隊行動に始って部隊行動に終るものであり、そのため隊員一人一人の自覚にまつところが大きい。隊列を離れて個人行動をとることを慎み、指揮官の命令に従って、進むもさがるも一糸乱れぬ部隊行動に徹しよう。

第四「世論の支持を」

警備の現場には、報道関係者、一般通行人その他多くの第三者がいる。現場措置として排除、検挙などの活動を行なう場合にもこれら第三者に危害が及ばないように注意するほか、整々たる部隊行動によって世論の支持と納得を得るようにつとめよう。

第五「けが人を出さないように」

警備に当っては、相手方にも、警備側にも、そして第三者にも「けが」人を出さないことが理想である。現場でやむを得ず実力措置を講ずる場合でも平素の訓練などを生かし、できるだけ「けが」人を出さないように注意しよう。